

令和8年2月
定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和8年2月20日(金) 午前9時00分～9時58分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番 松浦 雄一	2番 石井 淑雄
3番 吉田 宏明	4番 原 武信
5番 山下 祝	6番 本条 仁史
7番 木下 得代	8番 猪熊 幸雄
9番 大原 眞路(会長)	10番 土井 正幸
11番 高市 佳和	12番 山本 茂
13番 宮本 賢一	14番 藤川 一雄
15番 梶野 和幸(会長職務代理)	16番 山下 恵
17番 富木田 好正	18番 三木 洋一

欠席委員

傍聴推進委員

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	福濱 実咲

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	6件	田 畑	2,618 m ² 2,899 m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	2件	田 畑	0.33 m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	5件	田 畑	2,726 m ² m ²
第4号議案	非農地証明願	1件	田 畑	m ² 537 m ²
第6号議案	農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見 聴取	26件	田 畑	29,406 m ² 17,476 m ²
第8号議案	地域計画の変更について	2件	田 畑	117 m ² 288 m ²
第9号議案	農業経営改善計画認定申請	4件		
第10号議案	地籍調査に基づく地目変更について	75件		
第11号議案	非農地判断	14件	田 畑	m ² 11,285 m ²
報告第1号	合意解約	3件	田 畑	639.62 m ² m ²

令和8年2月 農業委員会定例会 議事録

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>定刻が参りましたので、只今より2月の定例会を開催いたします。</p> <p>本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第11号議案まで合計135件でございます。</p> <p>よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>本日は、農業委員18名中 全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本日は傍聴人の方がお見えになっていることも、合わせてご報告いたします。</p> <p>それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。</p>
会長職務代理	<p>(挨拶)</p> <p>早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。</p> <p>本日の署名委員を 3番 吉田 委員さんと 4番 原 委員さんのお二人にお願いします。</p> <p>次に、今月の現地調査につきましては、12番 山本 委員さんと13番 宮本委員さんと14番 藤川 委員さんと私で、昨日2月19日(木)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。</p> <p>では、第1号議案「農地法第3条許可申請」6件を議題に供し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは第1号議案農地法第3条許可申請についてご説明いたします。</p> <p>始めに今回の3条申請6件は、すべて所有権移転によるものとなっておりますことをご報告いたします。それでは、資料2ページをお開き下さい。</p> <p>1番 申請地は■■■ 地目 畑 面積607㎡です。</p> <p>譲渡し人、譲受け人とも市内の方による、無償の贈与での申請となります。申請理由は、家庭菜園としての取得で、労働力不足を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。</p> <p>受人反別は361㎡であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、野菜等の自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。</p> <p>譲受け人は農機具を所有しておらず、手作業で行うそうです。農作業歴は20年、年間従事日数は150日程度、通作距離についても徒歩で10分圏内と通作可能と判断できます。</p>

2番 申請地は■■■ 地目 田 面積 687 m² 外1筆 計 1,351 m²です。

譲渡し人、譲受け人ともに市内の方による、無償の贈与での申請となります。申請理由は、家庭菜園としての取得で、高齢化による経営縮小を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は0 m²ですが自宅の庭で家庭菜園を行っています。取得後の営農計画としては、野菜等の自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人は農機具を所有しておらず、申請人の家族の方と二人で手作業で耕作する予定です。農作業歴は10年、年間従事日数は300日程、通作距離についても徒歩1分圏内と通作可能と判断できます。

3番 申請地は■■■ 地目 田 面積 16 m²です。

譲渡し人、譲受け人ともに市外の方による有償の売買での申請となります。申請理由は、不定形土地の取得で、小面積かつ形が歪であり、隣接農地所有者でなければ利用できないことから話がまとまり申請に至りました。

受人反別は267.34 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。

譲受け人の農機具の所有状況は、テラー1台です。農作業歴は14年、年間従事日数は150日以上、通作距離についても車で12分圏内と通作可能と判断できます。

4番 申請地は■■■ 地目 田 面積 586 m²です。

市内の譲渡し人から市外の譲受け人による、有償の売買での申請になります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、経営縮小を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は3,734 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、みかんの販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、軽トラックが3台です。農作業歴は20年、年間従事日数は200日程です。通作距離については車で25分ですが、申請地周辺で他の農地をすでに耕作しているため通作可能と判断できます。

5番 申請地は■■■ 地目 畑 面積 1,388 m² 外3筆 計 2,292 m²です。

譲渡し人、譲受け人とも市内の方による、有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、労働力不足を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は6,214 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、みかんの販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、借入している動噴が1台です。農作業歴は14年、年間従事日数は150日以上、通作距離についても車で7分と通作可能と判断できます。

6番 申請地は■■■ 地目 田 面積 665 m²です。

市外の譲渡し人から市内の譲受け人による、有償の売買での申請となります。申請

	<p>理由は、家庭菜園としての取得で、高齢化による経営縮小を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。</p> <p>受人反別は0㎡です。取得後の営農計画としては、野菜等の自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。</p> <p>譲受け人の農機具の所有状況は、譲渡し人のトラクターを譲り受ける予定です。農作業歴はなしですが、当分の間は譲渡し人と協力しながら耕作していく予定です。年間従事日数は150日以上、通作距離についても徒歩15分圏内と通作可能と判断できます。また、申請地付近に譲受け人の方の自宅を建設する予定となっております。</p> <p>以上のことから本日の案件6件につきまして、譲受人については経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p> <p>会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」6件について、何かご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>富木田委員 5番についてですが昨年6月にも同じ場所の申請が出ていてその際、経営規模の拡大として取得したのに、今回もう一度申請をした理由は何ですか。</p> <p>事務局書記 6月申請時点では、申請者が親戚同士だったため売買を行いました。今回話を聞くと、6月時点で申請地を今回の譲受人に譲渡することが決まっていたそうです。2回売買を行った理由といたしましては、6月申請の譲渡人の方が今回の譲受人の方に譲渡したくないため6月申請の譲受人の方が一度譲り受けて耕作し、その後、今回の申請の譲渡し人に譲渡するためです。</p> <p>富木田委員 前回7筆申請で今回は4筆のみの申請ですが残りは今回の譲渡し人が耕作していくのですか。</p> <p>事務局書記 残りの筆につきましては引き続き譲渡し人の方が耕作します。</p> <p>富木田委員 もう1つ質問がありまして、今回のように果樹の申請の場合、新しく1から始める方と果樹の木がある状態で始める方ではどちらのほうが申請数は多いですか。</p> <p>事務局書記 既に果樹が植わっている状態の申請のほうが多いですが、新しく始める方もいます。</p> <p>各委員 (委員による審議) 【異議なし】の声あり</p>
--	--

会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」6件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。</p>
事務局書記	<p>続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件を議題に供し、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件についてご説明いたします。</p> <p>申請者 市内の土地所有者の方で水稻栽培をなされている農家になります。</p> <p>申請地 1番 ■■■ 地目 田 面積 1080㎡のうち0.33㎡ ■■■から南へ約350mに位置しています。</p> <p>2番 ■■■ 地目 田 面積 1285㎡のうち0.33㎡ ■■■と■■■が交わる交差点から南へ約300mに位置。</p> <p>無断転用の有無 なし</p> <p>転用目的 営農型太陽光発電設備 用地</p> <p>申請理由 申請者は平成28年より、一時転用許可を受けて太陽光発電設備を設置し下部では稲作を行い、農地の有効利用と収入確保を行っています。前回、許可を受けてから3年が経ち、引き続き許可を受けるため再度申請するものです。</p> <p>農地の区分 農用地に該当します。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。</p> <p>その他 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込書の提出があります。発電設備の下部では水稻を栽培しており、栽培には影響のないとのことです。地域計画の区域内ですが、一時転用のため区域からの除外手続きは不要となります。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
本条委員	<p>0.33㎡と小さいですが何に使われるのですか。</p>
会長職務代理	<p>太陽光の支柱の部分の面積です。</p>
各委員	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。</p>

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」5件を議題に供し、事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

1番から3番は一体事業なので、まとめて説明します。

1番について 申請者は、現在は県外で医師をされています。

申請地 ■■■ 地目 田 面積 592 m²

■■■から南東へ約300m。

無断転用の有無 なし

転用目的 診療所

申請理由 申請人は、医師として医療機関に勤務しています。この度、独立開業をすることになり、必要とする規模と立地条件の良い場所が見つかり、話もまとまったため申請にいたしました。

2番について 申請者は、薬局等を運営する法人です。

申請地 ■■■ 地目 田 面積 592 m²

無断転用の有無 なし

転用目的 薬局

申請理由 申請人は、医薬品等卸売販売業、小売り販売業を行っております。この度、隣接する診療所の開設に伴い事業の運営が可能と判断し、転用申請にいたしました。

3番について 申請者は、1番と2番の転用事業者です。

申請地 ■■■ 地目 田 面積 363 m²

無断転用の有無 なし

転用目的 駐車場

申請理由 申請人は、診療所および薬局を開設するにあたり、職員用の駐車場も確保する必要があるため、検討したところ隣接する土地の所有者と話しがまとまり申請にいたしました。

農地の区分 1番と2番は、農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当します。3番は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 排水計画は、雨水はため柵を設置し東側水路へ放流、汚水は合併浄化槽にて処理し東側水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行い、周囲には新たな擁壁を設置します。1,000 m²を超えていますので、開発許可の協議も進めております。地域計画の変更については、変更公告済みです。

4番 申請者は、造園業を営む法人です。

申請地 ■■■ 地目 田 面積 596 m² 外1筆 合計 807 m²

■■■から東へ約 150mに位置。

無断転用の有無 あり

転用目的 敷地拡張で、販売用の庭木や庭石置場です。

申請理由 転用事業者は、申請地の隣りで造園業を行っております。庭木の育成場所や庭石を保管する場所が不足していたため、平成4年ごろより申請地を使用していました。この度、無断転用を解消するため申請するにいたしました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 排水計画の雨水は、自然浸透および自然流下で南側市道側溝へ放流します。汚水の発生はありません。造成については、既に造成および販売用庭木を育成中のため始末書の提出もあります。地域計画の変更については区域外です。

5番 申請者は、土地所有者のお孫さんご夫婦です。

申請地 ■■■ 地目 田 面積 372 m²

■■■から南西へ約 200m。

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 申請人は、現在、アパートを借りていますが、将来の両親のことや子育てのことを考えて、実家近くで家を建てよう計画しました。祖母所有の農地で話しがまとまり申請にいたしました。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、隣接する東側水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。今回、住宅を建てるために分筆をしており、隣接農地との境界にコンクリート擁壁を新たに設置します。地域計画の変更については、変更公告済です。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」5件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」5件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

山本委員	<p>す。</p> <p>続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。</p> <p>なお、本件については現地調査を実施しておりますので、山本 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>1番 申請者 市内の土地所有者の方です。</p> <p>申請地 ■■■■ 地目 畑 面積 180㎡ 外1筆の合計 537㎡です。</p> <p>■■■■から西へ約50mに位置します。</p> <p>申請理由 申請地は、昭和60年頃までは申請者の父親が耕作をしていましたが、高齢で農作業ができなくなって以降、放置され山林となっております。周辺一帯が山林化しており、農地復元しても継続的な利用が見込まれないことから再生利用困難な農地と判断でき、非農地証明をしたとしても問題はないと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
会長職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま山本 委員さんより現地調査の報告がございましたが、事務局より補足説明がありましたらお願いします。</p>
事務局書記	<p>はい。第4号議案「非農地証明願」1件につきましては先ほどの山本委員さんのご説明通りとなります。</p> <p>少し補足説明をいたします。■■■■の自治会長より20年以上耕作していないことの証明書が提出されており、長期間にわたって耕作されてきていないことが確認できました。以上、本日の案件1件について、「再生利用が困難な農地」に該当するため問題ないと判断しております。</p> <p>よろしくご審議をお願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>ただいま、山本委員さんの説明と事務局より補足説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
各委員	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。</p> <p>続いて、第6号議案「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取」26件を議題に供し、事務局の説明を求めます。</p>

事務局書記	<p>それでは第6号議案 農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取 26 件についてご説明します。</p> <p>今月の農地貸借は、新規に農地の貸借をする案件が 11 件、更新が 14 件、再設定が 1 件となっております。</p> <p>続いて、市農林水産課が回答しております地域計画への位置づけについては、16 番以外①から③のいずれかであり、すでに目標地図に位置付けられているもの、もしくは今後位置づけられるもの、変更予定のもののみとなっております問題ないと判断しております。16 番のみ⑤番の区域外となっております。八幡園は福祉事業サービスを実施しており、施設利用者の方に耕作体験していただくため申請にいたりしました。</p> <p>以上のことから、農用地利用集積等促進計画（案）はいずれも農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号、第 3 号を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」 26 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
各委員	<p>《質疑応答》 【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご意見もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」 26 件につきましては意見なしとして、香川県農地機構に意見書を提出することといたします。</p>
事務局長	<p>続きまして今月は農政部門の議案が 95 件出ております。</p> <p>第 8 号議案「地域計画の変更について」 2 件を議題に供し、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは第 8 号議案「地域計画の変更について」 ご説明いたします。</p> <p>今月は地域計画区域からの除外申請が 2 件、坂出市に提出され、その変更案について農業委員会の意見を坂出市から求められております。計画変更の概要を 11 ページに記載しており、12 ページから 15 ページが位置図となっております。</p> <p>1 番 申請地 ■■■■ 地目 畑 面積 128 m², 46 m² 所有者は標記のとおりです。</p> <p>備考につきましては、無断転用解消により宅地拡張する目的。現況がすでに宅地であるため、本申出による変更は地域計画の達成に支障を及ぼさない。</p> <p>2 番 申請地 ■■■■ 地目 田, 畑 面積 469 m²の内 45 m², 72 m², 114 m² 所有者は標記のとおりです。</p>

<p>会長職務代理</p>	<p>備考につきましては、無断転用解消により宅地拡張する目的。現況がすでに宅地であるため、本申出による変更は地域計画の達成に支障を及ぼさない。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案「地域計画の変更について」、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>特にご異議もないようですので、第8号議案「地域計画の変更について」の審議はこれで終了します。地域計画からの除外および変更はやむを得ないものとして、回答をすることと致します。</p> <p>続きまして第9号議案「農業経営改善計画認定申請」4件を議題に供し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農業経営改善計画の認定申請は、今回4件提出されており、更新の申請でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認予定であり、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。</p> <p>申請の概要を16ページから17ページにまとめており、18ページから29ページまでが申請書の写しとなっております。</p> <p>1番 申請者は青海町の法人です。 目標とする営農類型は露地野菜です。 改善の概要につきましては目標のみ説明させていただきます。 農業所得 2,400万円 労働時間 1,800時間 ブロッコリー 145,000㎡ 159,500kg トウモロコシ 40,000㎡ 40,000kg レタス 27,000㎡ 27,000kg オクラ 4,000㎡ 8,000kg 主な増加項目と備考につきましては標記のとおりとなります。</p> <p>2番 申請者は青海町の法人です。 目標とする営農類型は露地野菜です。 改善の概要につきましては目標のみ説明させていただきます。 農業所得 600万円 労働時間 1,200時間 ブロッコリー 105,000㎡ 115,000kg</p>

トウモロコシ 20,000 m² 20,000 kg

レタス 13,000 m² 13,000 kg

オクラ 2,000 m² 4,000 kg

主な増加項目と備考につきましては標記のとおりとなります。

3番 申請者は高屋町の法人です。

目標とする営農類型は露地野菜です。

改善の概要につきましては目標のみ説明させていただきます。

農業所得 570 万円

労働時間 1,500 時間

ブロッコリー 570,000 m² 720,000 kg

レタス 130,000 m² 430,000 kg

トウモロコシ 70,000 m² 120,000 kg

エダマメ 120,000 m² 560,000 kg

主な増加項目と備考につきましては標記のとおりとなります。

4番 申請者は林田町の方です。

目標とする営農類型は露地野菜です。

改善の概要につきましては目標のみ説明させていただきます。

農業所得 710 万円

労働時間 2,000 時間

ブロッコリー 35,000 m² 35,700 kg

金時ニンジン 38,000 m² 13,300 kg

スイートコーン 5,000 m² 6,500 kg

主な増加項目と備考につきましては標記のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第9号議案「農業経営改善計画認定申請」4件のうち3番については、木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくこととなります。

それでは、3番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

3番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による意見・審議)

各委員

【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

<p>会長職務代理</p>	<p>特にご異議もないようですので、木下委員さんの入室をお願いします。 続いて、3番以外の案件について何か意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(委員による審議) 【異議なし】の声あり</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>特にご異議もないようですので、第9号議案「農業経営改善計画認定申請」4件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思いをします。</p> <p>続いて、第10号議案「地籍調査に基づく地目変更」を議題に供し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは第10号議案「地籍調査に基づく地目変更」についてご説明いたします。 本市では平成25年度から農林水産課地籍調査係において地籍調査を実施しており、一筆ごとの土地の境界地目地積等を確認し、法務局への登記を行っております。 本件は国土調査法に基づく地籍調査における地目認定について、登記簿上の地目が農地である土地の形質等が変更されている場合において、農業委員会に照会することとなっており、農林水産課地籍調査係より農業委員会の意見を求められたものであります。</p> <p>今回の内容は、令和6年度に調査を実施した八幡町と白金町の一部となります。 また、資料の表中に調査後の面積が空白の箇所があります。空白は隣接土地の立ち合いができず境界が決まっていないなど面積がまだ決まっていない場合に記載。地目は確定している場所となります。</p> <p>それでは、2つほど事例を説明します。</p> <p>30ページの番4 登記地目は「田」ですが、調査後が「公衆用道路」になっています。また、面積ですが、登記は「34㎡」調査後は「35㎡」です。場所は同じですが、現代の測量技術により面積が微増ではありますが増えております。このように、地籍調査の結果により、地目および面積の変更が行われます。</p> <p>35ページの番号46 登記地目は「田」ですが、調査後が「公衆用道路」になっています。面積の変更はありませんので、地目のみ変更になります。</p> <p>このように、国土調査法に基づく地籍調査による、地目変更の内容でございます。参考までに、過去の調査地区は、平成25年度が、川崎町、番の州町等、平成26年度が、御供所町、沖の浜等であり、海岸線沿いを東に進めてきおりました。</p> <p>令和5年度調査は、高屋町の一部、大屋富町の一部。 令和6年度調査は、八幡町及び白金町の一部。 令和7年度は、八幡町及び白金町の一部と寿町。</p> <p>4月以降の令和8年度は元町と京町を予定しているとのことですが、鉄道高架付近は除くと伺っております。国の予算の都合で範囲の減少もあります。</p> <p>以上、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第10号議案「地籍調査に基づく地目変</p>

各委員	<p>更」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第10号議案「地籍調査に基づく地目変更」につきまして原案どおり承認し、市農林水産課に対し異議ない旨の回答をしていくことといたします。</p>
事務局書記	<p>続いて、第11号議案「非農地判断」14件を議題に供し、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、第11号議案「非農地判断」についてご説明いたします。</p> <p>非農地判断とは、「農地法の運用について」に基づき、調査の結果、再生利用が困難と見込まれる農地と判断した土地について、農地に該当しない旨の判断を行うことです。</p> <p>農地に該当しないと判断した土地については、土地所有者に非農地通知書を発出します。</p> <p>その後、通常であれば所有者自らが地目変更の登記をしますが、手続きに手間がかかるほか、費用が発生する等により、地目変更登記まで至らないことが懸念されます。</p> <p>そのため、国において市町長が一括して法務局に地目変更の申し出を行う制度の活用促進が示されております。本市においてもこの制度を利用し、非農地と判断した土地について、市で地目変更登記をしていきます。</p> <p>今年度、非農地と判断した土地の概要について説明いたします。</p> <p>議案の41ページから43ページになります。非農地判断をした土地の所在はすべて沙弥島字北通となります。沙弥島の北側半分です。筆数は17筆、面積は合計で11,285㎡であり、すべて登記地目「畑」となります。</p> <p>令和7年12月23日に山本委員さんと渡邊推進委員さんとともに現地調査を行い、再生利用が困難な農地であることを確認いたしました。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第11号議案「非農地判断」14件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
山本委員	<p>確認したら第4号議案と同じように農地として使えないような状況でした。</p>
本条委員	<p>非農地をすると税金を支払う料金は変わるのですか。</p>
事務局書記	<p>税務課の方が判断することにはなりますが、多少の変化はあると思われます。</p>
三木委員	<p>今後の非農地判断の計画はどのようになっていますか。</p>

事務局書記	<p>今後の計画と致しましては、沙弥島の残りの南側、その後については瀬居町のほうを考えております。1年ごとに島の方から行っていく予定です。府中町は今のところ予定はありません。</p>
本条委員	<p>土地改良としても非農地判断をどんどん行ってほしい。</p>
各委員	<p>(委員による審議)</p>
各委員	<p>【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第11号議案「非農地判断」につきまして原案どおり承認することといたします。</p>
事務局書記	<p>以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。</p> <p>続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件についてです。事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第1号 合意解約についてご説明いたします。</p>
事務局書記	<p>1番 ■■■■ 地目 田 面積は129㎡ 県外の貸付人から香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由 売買目的です。 備考につきましては 利用権、使用貸借権の解消です。</p>
事務局書記	<p>2番 ■■■■ 地目 田 面積は381㎡ 川津町の貸付人から川津町の借受人の貸借の解約になります。 解約理由 契約相手変更です。 備考につきましては 利用権、使用貸借権の解消です。</p>
事務局書記	<p>3番 ■■■■ 地目 田 面積は129.62㎡ 中央町の3名の貸付人から林田町の農園の貸借の解約になります。 解約理由 用地売却です。 備考につきましては 利用権、貸借権の解消です。</p>
会長職務代理	<p>以上、農地法18条 合意解約の届出についての説明です。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件について、なにかご質問はありませんか。</p>
各委員	<p>(委員による確認)</p>
各委員	<p>【なし】の声あり</p>

会長職務代理	特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件を受理し、処理してまいります。
事務局	その他の案件として、事務局の方で何かありますか。 (事務局からの連絡事項等)
会長職務代理	それでは、これもちまして 2月の定例会を閉会致します。 長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時50分終了